原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各都道府県警察の長　殿
（参考送付先）
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙総発第36号、丙人発第72号
平成31年3月28日
警察庁長官官房長

「留置管理業務推進要領」の改正について（通達）

留置管理業務については、「「留置管理業務推進要領」の策定について（通達）」（平成25年12月13日付け警察庁丙総発第75号、丙人発第454号。以下「旧通達」という。）の定めるところにより推進してきたところであるが、この度、旧通達により示された留置管理業務推進要領を別添のとおり改正し、本年4月1日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達は関係局（生活安全局、刑事局、交通局、警備局及び情報通信局）と協議済みである。

別添

留置管理業務推進要領

第１　留置施設の設計

１　留置施設の位置及び構造

留置施設の位置及び構造は、次のとおりとする。

(1)　道路、空き地等から離れた位置で、かつ、建物の２階以上に置く。建物全体が留置施設となっている場合は、被留置者の居室等、処遇や護送準備のため通常使用する部分を２階以上に置く。敷地が狭隘であるなどの事情により、道路、空き地等に接して設置せざるを得ない場合は、外部からの侵入、被留置者の外部との通謀や逃走を防止するための特段の措置を執る。

(2)　通風、採光、湿気等に配意し、衛生上の諸条件を満たすものとする。

(3)　留置施設の内部が外部から見えず、被留置者の出入りが一般の者の目に触れないものとする。

２　留置施設に設けるべき施設

留置施設に設けるべき施設は、別に定める基準による。

第２　留置施設の管理運営

１　留置業務管理者による指揮監督等

(1)　適切な留置管理体制の構築

ア　登用、任用等

(ｱ)　留置主任官（被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号。以下「留置規則」という。）第４条に規定する留置主任官をいう。以下同じ。）には、勤務意欲が旺盛で、かつ、優秀な人材を充てる。また、常時多数の被留置者を留置する警察署には、留置管理業務を専任する警部を配置する。

(ｲ)　留置担当官には、留置担当官としての適性を有する専務任用候補者、昇任者のほか、既に専務部門に登用されている留置管理部門未経験者等を任用するものとし、任用期間が終了した後は、当該職員の能力、適性等を考慮した上で、現に当該職員が所属する所属内での登用のほか、他所属に異動させた上での登用等、当該職員の希望に十分配慮した人事配置を行う。

(ｳ)　留置担当官の任用期間は、２年を目安とする。ただし、各当務において看守経験の浅い者だけで勤務するような状態が生じないように配慮するとともに、勤務員の年齢構成にも偏りがないように配慮する。

(ｴ)　(ｲ)及び(ｳ)に関わらず、留置管理業務に関する特別の適性、能力を有する者については、本人の希望も考慮の上、留置管理業務を専門とする職員として、技能指導官、実務指導員（留置業務指導員）等の立場で２年を超えて留置管理部門において勤務させることができる。

(ｵ)　[redacted]

職員の休暇等により留置管理部門に所属する警察官だけでは適正な人数を確保できない場合に備え、留置業務管理者は、あらかじめ別に定める教養を実施し、留置管理業務を補勤できる警察官を育成しておく。また、留置業務管理者は、補勤者を従事させてもなお女性被留置者を処遇する際に女性職員の補助が必要になった場合に備え、留置管理業務を補助できる女性の一般職員の育成を行う。

イ　教養及び訓練の実施

(ｱ)　留置管理業務を適切に推進するため、関係法令に関する教養、不適正事案の防止、捜査と留置の分離、弁護人選任請求手続等に関する教養及び戒具使用訓練、非常計画に基づく避難訓練、逃走防止訓練等の各種訓練を行う。

なお、教養及び訓練の実施状況については、教養実施簿等により管理する。

(ｲ)　留置担当官の任用に当たっては、原則として任用前に別に定める教養を受講させる。やむを得ず当該教養を受講することなく任用された者に対しては、任用後できる限り早期に受講させる。

(ｳ)　過去に留置担当官として任用された経験を有する者であって、他部門での勤務を経た後、再度留置担当官に任用されるものについては、警察本部の留置管理業務を所管する所属（以下「本部留置管理業務担当課」という。）の長が実施する職場教養（以下「本部講習」という。）を受講させることとし、本部講習が実施されるまでの間は、留置主任官等による実地指導を実施する。

(ｴ)　技能指導官制度や実務指導員（留置業務指導員）制度を設けるなどして、留置管理業務に関し、卓越した知識と技能を有する指導者を組織的に育成するとともに、これらの指導者に留置担当官や補勤者に対する指導及び教養を行わせる。

ウ　緊急時の措置

(ｱ)　大規模災害が発生した場合の避難場所、平日夜間又は休日に被災した場合の護送体制の確立要領等を定める非常計画を策定する。

(イ)　災害時における避難は、留置業務管理者がその責任において判断するものであり、検察官の指揮を必要とするものではないが、検察官等との連携を図る必要があることから、平素から、災害時の対応要領について検察庁等と情報交換を行う。

(ウ)　被留置者の処遇を確保するため、平素から、備蓄用食糧のほか、災害用トイレ等の装備資機材を整備する。

エ　業務の合理化

(ア)　清掃、洗濯、食事の配膳、被留置者の物品管理等に係る留置担当官の業務負担を軽減するため、留置業務支援員（非常勤職員又は臨時職員とする。）の配置、外部への業務委託等を推進する。

(イ)　自弁物品等（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）第46条第１項第５号に規定する自弁物品等をいう。以下同じ。）の購入に係る留置担当官の業務負担を軽減するため、情報処理端末の活用等による注文処理の合理化、被留置者から領置した現金（以下「領置金」という。）の一括管理や売掛金制度の導入による精算手続の合理化等を推進する。

オ　集中留置施設の拡充

(ア)　各留置施設の収容率や警察署の体制、予算等を考慮し、捜査部門とも十分に協議を行った上で、集中留置施設（本部が管轄する留置施設又は複数の警察署の被留置者を一括して留置する施設をいう。）の拡充を一層推進する。

(イ)　女性被留置者については、女性専用留置施設（女性被留置者のみを留置し、女性警察官が常時看守業務に従事する留置施設をいう。以下同じ。）の設置を推進する。女性専用留置施設が十分整備されるまでの間は、女性集中留置施設（指定した範囲の警察署の女性被留置者を集中して留置し、留置管理業務に専従する女性警察官が２人以上配置されている留置施設をいう。以下同じ。）の指定を行う。

カ　移送の促進

(ア)　起訴後の被留置者については、捜査部門と連携の上、捜査が終了した時点で、地方検察庁に対し、直接又は捜査部門を通じて、速やかに、刑事施設への移送を要請する。当該要請にもかかわらず相当期間を経過しても移送されない場合は、具体的な理由を聴取し、記録する。

(イ)　移送促進のため、平素から地方検察庁、刑事施設等との連携を推進する。

(2)　留置業務管理者等による的確な実態把握と具体的措置

ア　留置業務管理者関係

(ｱ)　留置業務管理者は、積極的かつ不定期に巡視を行うことにより、次に掲げるような留置施設内の実態の把握及び点検に努め、必要な措置を執る。

a　留置施設内や護送経路上の危険箇所や危険物の有無

b　被留置者の問題行動や健康状態

c　留置担当官の勤務環境その他の勤務状況

(ｲ)　留置業務管理者は、主な簿冊の決裁、報告等の機会を通じて、留置施設の収容状況、被留置者の動向等の把握に努め、必要な指示をする。

(ｳ)　留置業務管理者は、留置担当官の士気の高揚を図り、緊張感を持続させるため、次の措置を執る。

a　年間無事故、逃走又は自殺の未然防止、留置業務又は護送業務の改善等に功労があった所属又は職員に対して、積極的な賞揚を行うほか、警察本部の留置管理業務担当部長等に対し、表彰の上申をする。

b　自身の着任や職員の異動をはじめとする各種の機会に留置担当官の意見及び要望を積極的に聴取し、その結果を踏まえて、施設の修繕や任用期間終了後の専務部門への登用等の必要な措置を執る。

イ　留置主任官関係

(ｱ)　留置主任官は、留置規則第12条第１項の規定による引継ぎに、可能な限り立ち会う。立ち会うことができない場合には、引き継がれた一切の事項を事後に確認し、確実に把握する。

(ｲ)　[redacted]

(ｳ)　[redacted]

(ｴ)　(ｲ)及び(ｳ)における巡視では、留置担当官の勤務実態をはじめとする留置施設内の状況を的確に把握する。また、平素から、検察庁及び裁判所の同行室の実査並びに護送先の巡視も行い、護送先に係る状況も把握する。

ウ　警察本部による賞揚

警視庁及び道府県警察の本部留置管理業務担当課は、ア(ｳ) a に掲げる功労があった所属又は職員に対して、積極的に賞揚を行う。

2　留置担当官による留置施設の管理

(1)　留置施設からの逃走等の防止

ア　出入口扉（いわゆる「大扉」）及び居室の施錠確認は、[redacted]確実に行う。[redacted]

イ　居室及び保護室の差入口は、使用時を除き開放しない。

ウ　留置担当官は、[redacted]被留置者の動静の監視、留置施設の異常の有無の確認等を行う。

エ　被留置者を留置場内（居室、保護室及び居室間寝具収納室（一又は二以上の居室と施錠設備のある扉で隔てられ、留置担当官が解錠することにより被留置者が居室から直接出入りすることのできる寝具収納室をいう。）を除く。以下オにおいて同じ。）で取り扱う場合は、[redacted]

オ　[redacted]

カ　被留置者が弁護人等（弁護人又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第39条第１項に規定する弁護人となろうとする者をいう。以下同じ。）と面会する際は、留置担当官（勤務態勢によりこれによることができない場合等においては、その他の警察職員）が弁護人等に面会証を貸与するなど、その終了を直ちに把握できるための措置を執る。

(2)　留置場内への危険物その他の物品の持ち込まれ防止対策等

ア　被留置者に対する身体検査の実施

(ｱ)　留置の開始に際しては、当該被留置者について身体検査を行う。その際、留置主任官は、その場に立ち会うなどして、適切な指揮を行う。

(ｲ)　被留置者の出入場時には、[redacted]身体検査を行う。身体検査時には、被留置者の動静監視を徹底し、危険物その他の物品の隠匿を防止する。[redacted]

(ｳ)　被留置者を、留置場外には出さないものの居室から出し、又は居室に

戻す時においては、必要に応じて身体検査を行う。

イ　被留置者による危険物その他の物品の持込み防止対策

(ｱ)　被留置者宛ての差入れ、押収品の還付、信書の受理等においては綿密な物品検査を行う。被留置者を立ち会わせて物品を確認する場合は、被留置者による物品の隠匿を防ぐため、十分に離れた位置に置いて行う。

(ｲ)　眼鏡、書籍、日用品等を被留置者に貸与した場合は、随時及び返却を受けた際に、破損や書込み等の有無を点検する。

(ｳ)　被留置者が現に使用していない衣類その他の物品は、居室内に放置することなく、速やかに回収する。

ウ　留置主任官によるその他の対策

(ｱ)　留置主任官の立会いの下、[redacted]留置施設の一斉点検を行う。[redacted]一斉点検に加えて随時の点検も行う。ただし、刑事収容施設法第236条第２項に規定する書面（草案段階のものを含む。）その他これに類する書面については、その内容を点検してはならない。

(ｲ)　留置場に入場する者は、保安上の観点から取扱いに注意を要するタブレット端末（翻訳等の留置管理業務で使用するタブレット端末で、必要以上の通信機能を有さないものは除く。）、携帯電話、煙草、ライター等を持ち込んではならない。留置主任官は、入場しようとする者（被留置者を除く。）に対し、入場前にタブレット端末等の携帯の有無を確認し、携帯している場合には、留置事務室等で預かる措置を執る。

(3)　居室等の鍵の保管

ア　[redacted]

イ　[redacted]

(4)　被留置者の物品管理

ア　留置業務管理者が領置する物品については、保安上の観点から取扱いに注意を要する物品を「領置品（甲）」、それ以外の物品を「領置品（乙）」として明確に区分し、それぞれ施錠可能な設備に個人別に保管する。この際、特段の理由がある場合を除いて領置品（甲）は留置場外に保管し、[redacted]

なお、領置は、被留置者本人の前で、品目、数量等を確認させて行う。

イ　領置金は、施錠可能な専用の保管庫等に保管し、当該保管庫等は、容易に持ち運びのできない大きさの保管庫等（以下「大型保管庫等」という。）に保管する。[redacted]

また、自弁物品等の購入状況等を勘案して必要と思われる額以上の現金については、会計課に保管を委託するなど、他の現金とは別にし、より厳重に管理する。

ウ　被留置者の保管私物は、留置場内の施錠可能な設備に個人別に保管する。

(5)　処方薬等の管理

ア　被留置者に薬が処方されたときは、医師に対して、投薬管理の必要性（多量に摂取した場合又は摂取しない場合に、生命又は身体に危険が及ぶ可能性があるか否かなど）を確認する。

イ　医師により投薬管理が必要とされた処方薬は施錠可能な設備に保管し、その鍵は留置主任官が管理する。当該処方薬は、留置担当官が被留置者に使用の都度交付して、服用、塗布等の状況を確認するとともに、１日１回を目安に残数を確認し、被留置者名簿等に記録する。

ウ　医師により投薬管理が不要とされた処方薬は当該被留置者の私物保管庫に保管させ、必要に応じて使用させる。この際、留置担当官は、被留置者に対し、適正な使用を指導するとともに、釈放等（釈放、移送、死亡等の理由により、被留置者の当該留置施設における留置が継続されなくなる場合をいう。）の際に残っている処方薬（以下「残留処方薬」という。）については、返還を求めることを説明する（自弁による購入の場合を除く。以下エにおいて同じ。）。ただし、留置業務管理者が留置施設内の秩序維持等の観点から必要があると認めるときは、投薬管理が必要とされた処方薬に準じて取り扱うこととして差し支えない。

エ　残留処方薬及び汚損等をした処方薬は、速やかに廃棄等の処分をすることとし、他の被留置者等への交付、留置施設に常備する薬品等（以下「常備薬」という。）としての利用等は行わない。残留処方薬を処分する際は留置主任官が確認し、その経緯を明らかにしておく。

オ　常備薬は、施錠可能な設備に保管し、定期的に点検する。

(6)　報道に接する機会の付与等

被留置者に対しては、原則として毎日、一定の時間（昼食時及び夕食時とするのが望ましい。）を決めて、録音したラジオのニュース番組を聴取させる。ただし、被留置者に係る犯罪事件に関する事項を報道した部分及び留置

施設の規律又は秩序を害するおそれのある部分については、あらかじめ削除する。

なお、ラジオの電波が入りにくいなどの特段の理由がある場合は、ラジオのニュース番組を聴取させないこともできるが、その場合は、日刊新聞紙を備え付けるなど、報道に接する他の機会を確実に付与しなければならない。

また、ラジオのニュース番組の聴取に先立って又は引き続いて音楽を聴取させることとしても差し支えない。

(7) 勾留期限等の適切な把握

ア 被留置者一覧表を作成するなどして、各被留置者の勾留期限、接見禁止の有無、公判期日等を確実に把握する。

なお、当該一覧表等は適切に管理し、警察施設外に持ち出さない。

イ 被留置者に係る勾留延長状が発付された場合は、呈示漏れがないよう、留置担当官が当該勾留延長状を被留置者に呈示したことを別の留置担当官が確認する。

(8) その他

ア 留置施設内や護送中においては、当該被留置者の氏名が他の被留置者等に知られないよう、被留置者を留置番号等で呼称する。

イ 留置場の分隔が不十分であり、洗面等の際に、男性被留置者、女性被留置者及び少年被留置者が互いに目に触れるおそれがある場合は、衝立、カーテン等で遮へいする。

ウ 留置場内に情報処理端末又は警察電話を設置する場合は、休憩室等看守者席以外の場所を指定し、かつ、警察部外との通信機能のないもの（局線への発信が規制された警察電話等）とする。

3 留置管理業務と捜査の区別

(1) 捜査と留置の分離の徹底

ア 日課時限で定められている食事や就寝等の時刻になっても引き続き取調べが行われている場合には、留置主任官は、捜査主任官（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号）第20条に規定する捜査主任官をいう。）に対して取調べの打切りを検討するよう要請するとともに、その旨を関係簿冊に記録する。

イ やむを得ない事由により、食事、運動、入浴、就寝及び健康診断を所定の時間帯に実施できない場合には、確実に補完措置を執るとともに、その事由及び補完措置の実施状況を関係簿冊に記録する。また、被留置者が食事、運動、入浴及び健康診断を辞退した場合においても、その旨及びその理由を関係簿冊に記録する。

ウ　留置施設内における被留置者の言動（逃走、自殺及び健康状態に係るものを除く。）については、捜査部門に連絡しない。

(2)　捜査と留置の連携

(1)ウに関わらず、被留置者の適正な処遇及び逃走、自殺等の未然防止のために必要な限りにおいては、捜査部門と留置管理部門は被留置者の言動について相互に連絡するなど、緊密な連携を図る。

第３　被留置者の処遇

１　被留置者の属性に応じた処遇

(1)　女性被留置者への対応

ア　女性被留置者は、原則として女性専用留置施設又は女性集中留置施設に留置する。女性専用留置施設以外の施設に女性被留置者を留置する場合には、できる限り一の施設に２人以上を留置するよう、本部留置管理業務担当課が調整する。やむを得ず１人となる場合には、本部留置管理業務担当課が処遇上留意すべき事項を具体的に指導するなど、不適正事案防止のために必要な措置を執る。

イ　女性被留置者が一の居室に１人で留置されている留置施設において男性警察官が看守業務に従事する場合は、単独勤務となる時間帯が生じないよう、可能な限り看守勤務員を増強するとともに、[redacted]ただし、[redacted]は、男性警察官が１人で看守業務に従事して差し支えない。[redacted]

ウ　女性被留置者に対する戒具（国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号）第23条及び別表に規定する捕縄、標準手錠、ベルト手錠、拘束衣及び防声具をいう。以下同じ。）の使用は、緊急の場合や体格等に鑑みやむを得ない場合等を除き、女性警察官が行う。この際、男性警察官が補助をすることは差し支えない。

(2)　性同一性障害者等を留置する場合の対応

ア　性同一性障害者（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号）第２条に規定する性同一性障害者をいう。以下同じ。）である被留置者が、既に戸籍上の性別を変更している場合には、変更後の性別に従って処遇する。また、戸籍上の性別の変更に至っていないものの、同法第３条の規定に基づき、性別の取扱いの変更の審判を受けた被留置者

については、他の性別に変わったものとして取り扱う。

イ　性同一性障害者であることを自認する被留置者であって、アに該当しないものについては、本人の希望、外見上の性別、その他の事情を踏まえて判断する。

(3)　外国人被留置者への対応

ア　外国人被留置者の中には従軍した経歴を有する者がいることから、逃走事案及び受傷事故を防止するため、慎重に対応する。

イ　[redacted]

ウ　宗教上の理由から食べられない物の入った食事を出さない、断食のための日課時限の特例を認めるなど、宗教、食習慣等の違いに配慮する。

(4)　自殺を企図する被留置者等への対応

ア　留置業務管理者は、犯罪の態様、経歴、言動等から自殺又は逃走のおそれが強いと認められたことにより戒具を使用された被留置者（護送のための使用を除く。）及び保護室に収容された被留置者を特別要注意者に指定する。また、戒具の使用や保護室の収容に至らない場合であっても、これらのおそれが強いことにより特別要注意者に指定することが適当と認められる被留置者についても同様とする。

イ　[redacted]

ウ　留置担当官は、特別要注意者の言動を過不足なく記録して留置業務管理者へ報告するとともに、他の留置担当官への引継ぎを詳細に行う。

2　留置施設の規律及び秩序を適正に維持するために執る措置

(1)　問題被留置者への対応

ア　留置業務管理者は、留置施設の規律上容認できない要求や苦情を繰り返し申し立てたり、それが受け入れられないことを理由に、留置担当官の指示に反して留置施設の秩序や平穏を乱す行為等を行う被留置者を問題被留置者に指定する。

また、留置業務管理者は、[redacted]被留置者の言動についてきめ細かく報告させ、問題被留置者に指定することを積極的に検討する。

イ　[redacted]

ウ　留置担当官は、問題被留置者の言動を過不足なく記録して留置業務管理者へ報告するとともに、他の留置担当官への引継ぎを詳細に行い、処遇を統一する。

エ　刑罰法令違反が認められた場合は、事件化に向けた証拠保全を確実に行い、状況によっては現行犯逮捕するなど、厳正に対処する。

(2)　反則行為に対する禁止措置

被留置者が反則行為を行った場合は、留置施設の規律及び秩序を維持するため、禁止措置の実施を検討する。

なお、当該反則行為の発生場所は留置施設内に限られない。

(3)　戒具の使用等

ア　戒具の整備

(ア)　戒具及びビデオカメラ等の記録用機材を各留置施設に必要数整備する。これらは定期的に点検し、破損、汚損その他の不具合がある場合には、速やかに修繕、交換等の措置を執る。

なお、標準手錠は[redacted]こととし、ベルト手錠についても[redacted]とする。また、保護室が設置されている留置施設には防声具を備え付けない。

(イ)　戒具は、必要な時に迅速に使用することができるよう、留置場内の施錠可能な設備に保管する。また、当該設備に戒具の使用要領等を記載したマニュアルを備え付ける。

イ　嘱託医に対する説明

(ア)　嘱託医に対しては、嘱託前又は嘱託当初に、戒具の実物を示した上で、使用方法や使用の要件等について説明する。また、保護室についても構造や使用の要件等を説明し、理解を得ておく。

(イ)　拘束衣及び防声具の使用、保護室への収容等に伴う医師の意見聴取が、平日夜間及び休日においても確実に実施できるよう、嘱託医との連絡体制を確立しておく。

ウ　戒具の使用及び保護室への収容

(ア)　拘束衣又は防声具の使用及び保護室への収容は、原則として留置業務管理者の命令によりこれを行うものとするが、現場の留置担当官において緊急性があると判断した場合には、幹部の指揮命令を待つことなく、直ちに必要な措置を執り、措置後速やかにその旨を留置業務管理者に報告する。

手錠又は捕縄は、留置担当官の判断で使用できるが、使用後は速やかに留置業務管理者に報告する（護送で使用する場合を除く。）。

(イ)　戒具の使用中は常時対面監視を、保護室に収容中は対面監視、巡回強化等を行い、被留置者の動静や体調に十分注意する。

3　不服申立てへの対応

被留置者から、審査の申請、事実の申告、苦情の申出等があった場合には、適切に対応し、申請等を受けた状況について関係簿冊に記録する。

4　適切な護送業務の推進

(1)　護送員の指定等

ア [redacted]

イ　診療護送の場合は、診療先となる病院等にあらかじめ病状等を説明し、速やかに診療を受けられるよう時間帯を調整するとともに、[redacted]

ウ　被留置者の護送は、指定された護送員が行う。護送員は原則として警察官とし、その指定は、次の順位で行う。当該被留置者に係る犯罪の捜査に従事する者を護送員に指定してはならない。

第１順位　護送専務員
第２順位　専務の留置担当官
第３順位　捜査部門以外の部門に属する者
第４順位　当該被留置者に係る犯罪の捜査部門以外の部門に属する者
第５順位　当該被留置者に係る犯罪の捜査に従事する者以外の者

エ [redacted]また、護送員のうち１名を護送責任者とする。

オ　女性被留置者の護送は、原則として女性警察官が行う。護送員に指定可能な女性警察官がいない場合及び護送員に指定可能な女性警察官が１名である場合であって当該女性警察官が運転を担当するときは、男性警察官を護送員に指定した上で、女性の一般職員を護送補助者として同行させる。ただし、(4)イ後段により護送員１名を捜査員１名に代える場合であって、当該捜査員が女性警察官であるときは、その他の護送員が男性であっても差し支えない。

(2)　開始時の手続等

ア　護送員及び護送補助者は、出発前に留置主任官に申告を行う。申告を受

けた留置主任官は、護送員のうち運転を担当する者の健康状態、運転免許証の有効性等を確認するとともに、当該被留置者の逃走防止、捜査と留置の分離等について必要な指示を行う。

イ　留置主任官は、護送の出発に立ち会い、手錠及び腰縄の施用状況等について点検する。

(3)　護送中の留意事項等

ア　護送中は、護送経路の遮へい、手錠カバーの使用等により、手錠及び腰縄が使用されている状況を不特定多数の者に見られることがないよう努める。

イ　当該被留置者の食事、用便等は原則として警察施設において行わせる。やむを得ず警察施設において食事をとらせることができない場合は、護送車両の車中等でとらせることができるが、一般の飲食店等に立ち寄ってはならない。

また、引き当たり捜査に伴う護送の場合は、捜査員が当該被留置者の処遇や戒具の装着に関与してはならず、護送員は引き当たり捜査に携わってはならないが、相互に連携して動静監視を徹底するなどにより、事故防止に努める。

ウ [redacted]

エ [redacted]

オ [redacted]

(4)　車両で護送する場合の留意事項等

ア　一般護送（送致、検事調べ、公判出廷等に伴う護送のほか、診療護送も含む。）に伴う車両の運転は護送員が行う。引き当たり捜査に伴う護送の場合は、護送員に代えて捜査員が車両の運転を行うことができる。

イ [redacted]また、引き当たり捜査に伴う護送であって、当該被留置者を警察施設で車両に乗せてから帰着するまで降車させない場合は、当該被留置者の処遇を伴わず、かつ、短時間で終了するときに限り、護送員１名を捜査員１名に代えるこ

とができる。

ウ [redacted]

(5)　留置施設への帰着時の手続等

ア　留置主任官は、当該被留置者の留置施設への帰着に立ち会い、警戒状況、手錠及び腰縄の施用状況等を点検する。

イ　護送責任者は、当該被留置者を留置場に入場させた後で留置主任官に申告し、護送中の異常の有無等について報告する。